

平成 29 年 5 月 30 日 環境局環境保全部環境規制課 電話 245-5193 内線 2741

千葉市政担当記者 様

同日発表 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、 川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市

近隣都県市と連携して光化学スモッグ等の改善に取り組みます ～6月から9月は「夏季のVOC対策」重点実施期間～

千葉市では、昨年度に引き続き、近隣都県市と連携を図り、「夏季のVOC対策」重点実施期間を設定し、光化学オキシダントの主要な原因物質のひとつである揮発性有機化合物（VOC）の広域的な対策に取り組むことといたしましたので、お知らせします。

1 近隣都県市と連携した経緯

揮発性有機化合物（VOC）は光化学オキシダントの原因物質の一つであり、その排出削減は浮遊粒子状物質（SPM）や微小粒子状物質（PM2.5）の低減にも有効とされています。

近年、大気汚染防止法や市条例などによりVOC排出抑制対策が図られていますが、夏季においては、依然として光化学スモッグ注意報が発令されています。

そこで千葉市では、昨年度に引き続き、近隣都県市（埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・横浜市・川崎市・さいたま市・相模原市）と連携して、「夏季のVOC対策」重点実施期間を設定し、VOCの排出削減に取り組めます。

2 「夏季のVOC対策」の内容

(1) 重点実施期間

平成29年6月1日（木）～9月30日（土）

(2) 共通の取組内容

VOCを排出する事業者（有機溶剤を取り扱う工場・事業場など）に対し、保管容器のふた閉め等の基本的な取組みの徹底、低VOC資材の使用等と呼びかける。

※呼びかけは、各都県市において、ホームページへの掲載やリーフレット（別添参照）の配布、立入検査時の指導等を通じて実施

(3) 市における取組内容

各都県市共通の取組みのほか、市では大気汚染防止法及び「千葉市揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組みの促進に関する条例（VOC条例）」の対象事業者に対して、取組実施の呼びかけを行う。

※市では通年で、大気汚染防止法に基づく立入検査等による事業者指導やVOC条例による事業者の自主的取組による排出抑制の促進などを実施

3 光化学オキシダントやPM2.5に関する情報提供

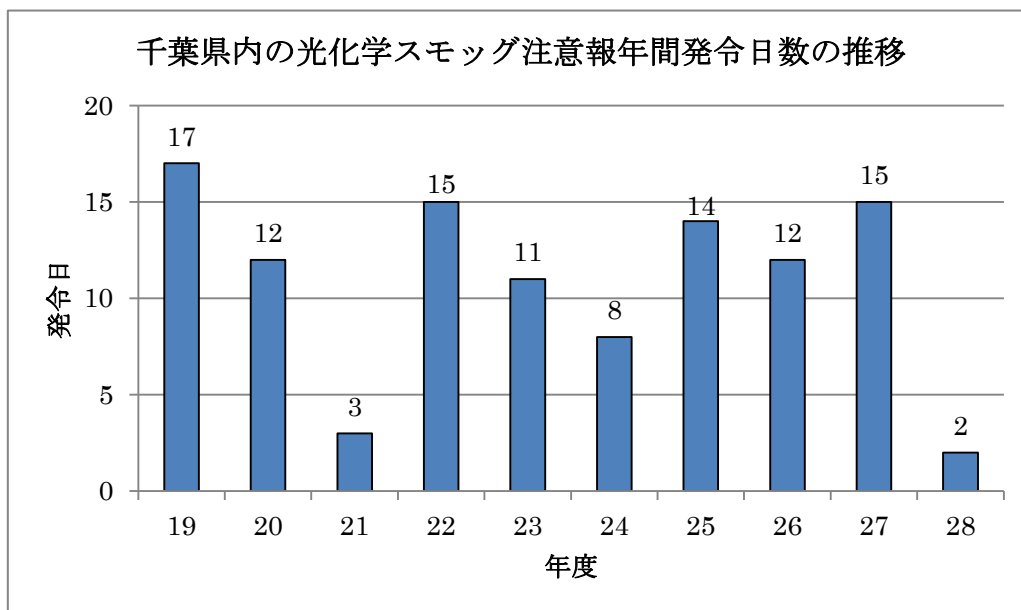
市では光化学オキシダントやPM2.5に関する情報を提供しています。

[千葉市光化学スモッグ情報]

http://www.city.chiba.jp/kankyo/kankyohozen/kankyokisei/air_koukagaku-smog.html

[千葉市PM2.5情報]

<http://www.city.chiba.jp/kankyo/kankyohozen/kankyokisei/pm25.html>



用語の説明

光化学オキシダント

大気中の窒素酸化物や揮発性有機化合物が太陽の紫外線を受けて光化学反応を起こして生成する物質で、光化学スモッグの原因となります。光化学スモッグにより、目がチカチカしたり、喉が痛くなったりすることがあります。

揮発性有機化合物（VOC）

大気中に排出され、又は飛散したときに気体である有機化合物（メタンとフロン類を除く）をいいます。代表的な物質としては、トルエン、キシレンなどの有機溶剤があります。

千葉市揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組みの促進に関する条例（VOC条例）

光化学スモッグ等の原因と考えられるVOCについて、事業者の自主的な排出抑制対策を促すために制定した条例。自主的取組対象施設の設置者に、自主的取組計画と取組実績の報告を求めるとともに、これらを公表しています。